

# 民法の条文ごとに事実認定の ポイント・判断基準がわかる唯一の書

各条文の法律要件に関する事実認定で何が重要であるか、  
事実認定のルールや手法、留意点とポイントを提示!

## 事実認定体系 契約各論編

全2巻

[編著] 村田 渉

A5判/上製 定価：各巻 本体4,500円+税

- ◆ 最高裁から地裁まで裁判例1,200件を整理・分析
- ◆ 民事裁判実務の第一線で活躍する裁判官が執筆
- ◆ 実務家のための法律相談や裁判における主張立証方針に必携・必読の書

事実認定  
体系

契約各論編 全2巻

第1巻

I 売 買 [第555条～第585条]  
II 請 負 [第632条～第642条]  
III 委 任 [第643条～第656条]

事項索引/判例索引

第2巻

IV 消費貸借 [第587条～第592条]  
V 使用貸借 [第593条～第600条]  
VI 賃 貸 借 [第601条～第621条]

事項索引/判例索引

事実認定体系

I 売買 II 請負 III 委任  
編著 村田 渉

契約各論編  
1

民法の条文ごとに  
事実認定のポイント・判断基準が  
わかる唯一の書

- ◆ 最高裁から地裁まで裁判例1,200件を整理・分析
- ◆ 民事裁判実務の第一線で活躍する裁判官が執筆
- ◆ 法律相談や裁判における主張立証方針の検討に必携・必読 第一法規

事実認定体系

IV 消費貸借 V 使用貸借 VI 賃貸借  
編著 村田 渉

契約各論編  
2

民法の条文ごとに  
事実認定のポイント・判断基準が  
わかる唯一の書

- ◆ 最高裁から地裁まで裁判例1,200件を整理・分析
- ◆ 民事裁判実務の第一線で活躍する裁判官が執筆
- ◆ 法律相談や裁判における主張立証方針の検討に必携・必読 第一法規



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 条文ごとに [意義・法律要件・法律効果の基本] と

# [事実認定のポイント・裁判例の位置付け] がわかる構成！

事実認定  
体系

契約各論編

内容見本

## II 請負

(請負)

第632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

### 事実認定の対象等

#### ■ 意義

本条は、請負契約の成立要件を定める。請負は、有償・諾成・不要式の契約である。建設工事の請負契約については、契約条件を書面で明らかにすることが求められている（建設業法19条）が、これは契約関係を明確にし、当事者間の紛争を未然に防ぐ趣旨の注意規定であって、契約の成立要件ではないと解されている。なお、冒頭規定説の立場からは、本条は、請負契約の成立要件とともに、請負契約に基づく請求権を発生させる要件を規定するものとなることは、555条「意義」のとおりである。

#### ■ 法律要件及び法律効果等

##### 1 法律要件

請負契約が成立する法律要件は、

- ① 当事者の一方がある仕事を完成することを約すること
- ② 相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することである。

すなわち、請負の申込みと、それに対する承諾の2個の意思表示が合致す

法律行為との関係について問題

### 事実認定についての裁判例と解説

#### (1) 請負契約の締結

##### (ア) 当事者

請負契約の当事者について判断した事例としては、次のものがある。

##### 裁判例

① 東京高判昭和54年7月31日判例938号35頁 [27405115]

## II 請負

ることである。本条の法律要件に該当する具体的な要件事実は、実務上、「原告は、被告との間で、平成〇年〇月〇日、別紙物件目録記載の建物を建築する工事を、代金500万円で購入した」と記載することが多い。

## 2 法律効果

請負契約成立の法律効果は、請負人の注文者に対する仕事完成義務と、注文者の請負人に対する報酬支払義務の発生である。加えて、仕事の目的物を注文者が取得することを要するときは、請負人は、完成した仕事を注文者に引き渡す義務を負う。

なお、建築基準法等の法令の規定に適合しない建物の建築を目的とする請負契約は、公序良俗に反し無効とされることもある（最判平成23年12月16日裁判集民238号297頁 [28180015]

## ■ 参考裁判例

「報酬」については、仕事の完成に対しては、請負人もできるし、概算の金額や計算の基礎（概算請負）もできる。また、請負契約が成立して、仕事が完成するまでの間は、請負人は、仕事を完成させる義務を負う。また、注文者の報酬支払義務が成立し、仕事を完成させる義務を負う。また、注文者の報酬支払義務は請負契約の成立と同時に発生する債務であって、仕事の完成によって発生する債務ではないと解している（大判明治44年2月21日民録17輯62頁 [27521461]、大判昭和5年10月28日民集9巻1055頁 [27521461]

## 事実認定における問題点

これまでの裁判例では、(1) 請負契約の締結、(ア) 当事者、(イ) 請負契約の締結に至る段階、(2) 仕事、(ウ) 追加変更工事の合意の有無、(イ) 仕事の完成、(ウ) 目的物に係る所有権の帰属、(3) 報酬の合意及びその額、(4) 請負と他の

1 条文ごとに意義・法律要件・法律効果等を簡潔に整理しています。

裁判例には、判例データベース「D1-Law.com 判例体系」の判例IDを記載しています。「D1-Law.com 判例体系」をご契約の場合は、判例全文・解説等をすぐに確認できます。

2 法律要件を踏まえて、事実認定の視点から問題点を挙げています。

3 問題点ごとに関連する裁判例の要旨とそのポイントを分析しています。

4 具体的な事実への法のあてはめを重視し、どのような間接事実や証拠が考慮されたか、経験則がどのように適用されたかを実務に活かせる形で解説しています。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

事実認定契約

検索

CLICK!